

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 北陸財務局長

【提出日】 平成19年9月10日

【事業年度】 第106期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 株式会社石川製作所

【英訳名】 Ishikawa Seisakusho, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 直 山 泰

【本店の所在の場所】 石川県白山市福留町200番地

【電話番号】 (076)277-1411

【事務連絡者氏名】 取締役 管理部門長 福 田 幸 進

【最寄りの連絡場所】 石川県白山市福留町200番地

【電話番号】 (076)277-1411

【事務連絡者氏名】 取締役 管理部門長 福 田 幸 進

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第106期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__線で示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(追加)

(11) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。